

報酬等について（候補者紹介）

1. 報酬

（雇用契約の場合）

報酬は、候補者の初年度理論年収の45%相当額（税別）とする。

なお、初年度理論年収は、候補者の入社等（または更新契約等。以下同じ。）の月にかかわらず、候補者の入社等時点での年間支給予定額を指し、具体的には以下のとおり算定する。

初年度理論年収

＜年俸制の場合＞

初年度理論年収＝基本年俸＋想定業績賞与（注1）＋その他契約金（注2）

（注1）

想定業績賞与は、個人業績と組織業績双方に連動するものを含み、前年度平均支給実績をもとに算出する。

（注2）

名目如何を問わず、入社等の労働条件として、初年度において基本年俸および想定業績賞与以外に候補者に支給する予定のもの（年収を調整するための調整給などを含む。なお、通勤のための実費を支給する手当および勤務実績に応じて変動する時間外労働・休日労働・深夜労働に関する手当は含まない。）。

＜年俸制でない場合＞

初年度理論年収＝月額固定給（注3）×12ヵ月＋年間賞与（注4）＋その他契約金（注5）

（注3）

月額固定給＝基本給＋家族手当＋住宅手当＋役職手当＋その他諸手当（みなし残業手当を含む。）

※その他諸手当には、名目如何を問わず、入社等の労働条件として、基本給、家族手当、住宅手当および役職手当以外に毎月に固定額として候補者に支給する予定のもの（月額固定給を調整するための調整給、いわゆるみなし残業代、業務手当などを含む。なお、通勤のための実費を支給する手当およびその月の勤務実績に応じて変動する時間外労働・休日労働・深夜労働に関する手当は含まない。）

（注4）

年間賞与＝賞与算定基準額×前年度実績賞与支給月数

（注5）

名目如何を問わず、入社等の労働条件として、初年度において月額固定給および年間

賞与以外に候補者に支給する予定のもの（年収を調整するための調整給などを含む。）。

（雇用契約以外の場合）

報酬は、候補者の契約上の対価が月額制その他分割払いあるいは年額制の場合は1年分の対価（契約期間が1年未満の場合は、当該契約期間における総額）の45%（税別）とする。

2. 返戻金制度について

- （1）候補者の入社等の日から3ヶ月未満に、締結した雇用契約等が、明らかに候補者の責に起因する解雇若しくは解除により終了した場合または候補者の自己都合による退職若しくは解除により終了した場合、本契約に基づき受領した報酬の30%を甲に返戻する。なお、返戻金に利息は発生しないものとする。
- （2）雇用契約等の終了が、以下の各事由に起因する場合、返戻金の対象外とすることを確認する。
 - ・ 候補者の死亡・病気等の不測の事態であった場合
 - ・ 甲の候補者に対する処遇および業務内容が雇用契約等の締結前に示した条件と著しく異なっていた場合

以上